

日本高度実践看護学会 総務委員会細則

(設置と目的)

- 第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会における円滑で安定的な組織運営を支えることを目的として総務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

- 第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、担当理事、委員若干名をもって構成する。
- 2 委員長ならびに会計及び庶務担当は理事とし、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 副委員長は、庶務担当の理事が担う。

(職務)

- 第3条 委員長は、委員会を統括し、本学会の組織運営を支援する総務に関する責務を担う。
- 2 委員は、本学会の組織運営に伴う庶務、財務管理に関する企画及び実務を分担する。

(任期)

- 第4条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。
- 2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。
 - 3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

- 第6条 委員会は、本学会の円滑で安定的な組織運営に資する次の事項を審議し、その実務にあたる。
- 1 業務委託する事務局との連絡調整
 - 2 会員情報及び入退会申請の管理
 - 3 会員との連絡調整
 - 4 各種メーリングリストの管理
 - 5 文書管理
 - 6 財務管理
 - 7 理事会及び評議員総会に係る議案整理
 - 8 理事長及び副理事長との連絡調整
 - 9 対外関係の調整

(改廃)

- 第7条 本細則の改廃は、総務委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

- この細則は令和7年10月19日から施行する。